

府政共生第 718 号  
平成 26 年 8 月 7 日

薬物乱用防止対策推進地方本部 御中

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（青少年環境整備・総合調整第1担当）  
警察庁生活安全局少年課長  
警察庁刑事局組織犯罪対策部薬物銃器対策課長  
法務省刑事局公安課長  
厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長  
(公印省略)

「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」について（通知）

薬物乱用防止対策の推進につき、かねてから格別の御尽力を賜り、感謝申し上げます。

合法ハーブ等と称して販売される薬物等（危険ドラッグ）の問題については、「いわゆる『脱法ドラッグ』の乱用の根絶のための緊急対策」について（平成 26 年 7 月 22 日付、府政共生第 643 号）により通知した、「いわゆる『脱法ドラッグ』の乱用の根絶のための緊急対策」に基づき、政府一体となって、この種薬物の乱用の根絶を図るための取組を強力に推進しておりますが、「合法ハーブ等と称して販売される薬物等（いわゆる「脱法ドラッグ」）に代わる新たな名称（「危険ドラッグ」）の利用促進について」（平成 26 年 7 月 22 日付、府政共生第 644 号）により通知したとおり、いわゆる「脱法ドラッグ」に代わる新たな「危険ドラッグ」の呼称名が選定・公表されたことを踏まえ、薬物乱用対策推進会議において、別添 1、2 のとおり、上記緊急対策を一部改正したところです。

青少年が危険ドラッグの乱用等の非行に陥りやすい夏休み期間を迎えていますが、危険ドラッグの多くは違法な薬物であり、人体に大きな影響を与えるとともに、事件・事故を起こして人を傷つけるおそれのある極めて危険な薬物であるということを国民に正しく認識いただくことが極めて重要です。

各位におかれましては、今回の上記緊急対策及びその一部改正の趣旨を御理解の上、薬物乱用対策推進地方本部会議の定期又は臨時開催等を通じて、管下の関係部局（課）及び管内市町村、関係団体等に対し、緊急対策及びその一部改正の趣旨を改めてご周知いただき、危険ドラッグの危険性についての正しい認識の周知徹底とこの種薬物に手を出させないための規範意識の醸成に重点を指向して、下記事項に留意して、一丸となって、危険ドラッグの乱用の根絶を図るための取組を強力に推進されますよう、宜しくお願い致します。

記



1 関係機関等の情報共有・連絡調整等の充実強化

本緊急対策に係る取組の実施等に際しては、薬物乱用対策推進地方本部を構成する国・地

方公共団体等の関係部局が、地域における青少年健全育成推進本部等の総合調整組織や交通対策協議会等の各種連絡会議等との連携を強化して、情報共有・連絡調整等を十分に行い、夏休み期間等の節目となる機会を最大限に活用して、地域から危険ドラッグの乱用の根絶を図るため、訴求力の高い広報媒体・手法等を活用して、危険ドラッグの危険性についての正しい認識の周知徹底とこの種薬物に手を出させないための規範意識の醸成に重点を指向した広報啓発活動を徹底する必要があります。

このため、夏休み期間中の各種青少年の非行・被害防止に係る取組、青少年の安全で安心なインターネット利用環境整備に係る取組等については、これらの機会を目的意識的に運動させて活用して、危険ドラッグの危険性に対する正しい認識についての広報啓発活動や青少年が危険ドラッグの販売店舗等に入店しないようパトロール等を重点的に行うなど、対象特性を踏まえた訴求性の高い取組に努めていただきますようお願い致します。

とりわけ、危険ドラッグを使用して交通事故等に至る事例が後を絶たないことから、秋の交通安全運動等の期間中はもとより、各種交通安全活動に際しては、危険ドラッグの乱用に起因する運転の悪質性・危険性に対する広報啓発活動等、事故や犯罪の抑止に資する取組に十分に御配意をお願い致します（別添3「平成26年秋の全国交通安全運動における『危険ドラッグ』の悪質性・危険性についての広報啓発活動の推進について（依頼）」参照）。

## 2 保護者や地域の指導者等に対する危険ドラッグに関する正しい知識の普及促進

青少年による危険ドラッグの乱用の防止には、地域社会や家庭における薬物根絶意識の醸成が不可欠ですが、このためには、まず、保護者や地域において青少年の指導、相談・支援、及び広報啓発活動等にあたる指導者等に対して、危険ドラッグに関する正しい知識の普及を図り、更に深く理解を促す必要があります。

とりわけ、スマートフォンを始めとして、新たなインターネット接続機器やサービスが急速に普及し、その利用が長時間化する中で、インターネットを利用する青少年が保護者の気づかない使い方をして違法・有害情報にアクセスして、危険ドラッグの乱用に巻き込まれる危険性が増大していることから、保護者や指導者等に対しては、青少年がこれらの薬物に関する情報を閲覧することを防止するためのフィルタリング等の徹底、保護者と子供による家庭・地域におけるルール作り等を促すとともに、スマートフォン等を通じたインターネット上における危険ドラッグの販売・乱用等の実態について、必要な知識・情報を周知する必要があります。

このため、保護者や指導者等において、青少年による危険ドラッグの乱用の兆しを見逃すことなく、また、青少年やその家族からの相談等に際しても、青少年のインターネット利用の実態等を踏まえたより適切な対応が図られるよう、青少年の保護者、学校関係者、薬物乱用防止指導員等のほか、地域で牽引的役割を担っている少年補導センターの少年補導委員、少年警察ボランティア、青少年指導員、青少年相談員、民生委員、保護司等の指導者に対し、別添1～4及び注1～6等を活用して、積極的な情報提供に努めていただきますようお願い致します。

また、インターネット上で危険ドラッグに関する違法・有害情報を確認した場合に、的確な対応がなされるよう、関係機関の相談窓口や一般社団法人セーファーインターネット協会

(SIA、注5参照) 等の民間団体等の役割の周知を図るとともに、これらの民間団体等への違法・有害情報の通報を積極的に促すなど、違法・有害情報の排除に向けた機運を一層高めるよう、必要な支援に御配意をお願い致します。

なお、これらの取組に際しては、提供された情報等の定着度を確認してその理解を深めさせる機会の提供に配意するなど、保護者や地域の指導者等が、インターネット上の乱用・販売等の実態を含め、危険ドラッグに関する最新の知識・情報を踏まえて、主体的に問題意識を共有し、その対応に適切に反映できるよう、定着度の向上に重点を指向した持続的な支援につきましても、御配意をお願い致します。

### 3 関係機関等の相談・支援窓口及び各種取組等の周知徹底

各種運動・月間等に係る広報啓発に際しては、緊急対策等を踏まえ、危険ドラッグの乱用者やその家族、何らかの兆候を把握した地域住民等が、早期に身近な相談機関に相談できるよう、地域における関係機関の各種相談窓口等の周知徹底に努めるとともに、青少年の薬物再乱用防止のためには、その治療と社会復帰支援が不可分であることを踏まえ、「子ども・若者支援地域協議会」、「要保護児童対策地域協議会」等、困難を抱える青少年を地域において関係機関・団体等が連携して支援するための制度的な枠組みや具体的な取組・相談窓口等についても、青少年の薬物再乱用者やその家族等の相談者が、その具体的なニーズに応じて、継ぎ目なく、きめ細やかなサポートが受けられるよう、適切な周知に努めていただきますようお願い致します。

別添1 危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策

別添2 危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策の概要

別添3 平成26年秋の全国交通安全運動における「危険ドラッグ」の悪質性・危険性についての広報啓発活動の推進について（依頼）

別添4 青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム

注1 政府広報オンライン（特集：薬物対策）

<http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/drug/index.html>

注2 平成26年度「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」の開催について

<http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/koho/forum/h26/index.html>

注3 平成25年度「青少年のインターネット利用環境実態調査 調査結果（概要）」

[http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/h25/net-jittai/pdf/kekka\\_g.pdf](http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/h25/net-jittai/pdf/kekka_g.pdf)

注4 保護者向け普及啓発用リーフレット「お子様が安全に安心してインターネットを利用するために保護者ができること」

<http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/koho/index.html>

注5 一般社団法人セーファーインターネット協会ホームページ

<http://www.safe-line.jp/>

注6 薬物問題相談窓口（内閣府ホームページ）

[http://www8.cao.go.jp/souki/drug/inquiry\\_counter.html](http://www8.cao.go.jp/souki/drug/inquiry_counter.html)

(連絡先)

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付

総合調整第一担当 河村（薬物乱用対策担当）

T E L 03-5253-2111 (内線 38257)

03-6257-1442 (直通)

F A X 03-3581-1609

E-mail kensuke.kawamura@cao.go.jp

平成26年7月18日  
薬物乱用対策推進会議  
平成26年8月7日  
一部改正

### 危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策

昨今、合法ハーブ等と称して販売される薬物（危険ドラッグ）の乱用者が犯罪を犯したり、重大な交通事故を引き起こしたりする事案が後を絶たず、深刻な社会問題となっている。危険ドラッグの更なる乱用拡大を防止し、新たな乱用薬物に迅速かつ的確に対応することは、まさに喫緊の課題である。

こうした中、青少年が薬物乱用等の非行に陥りやすい夏休み期間を迎えることから、危険ドラッグの乱用の根絶を図るため、第四次薬物乱用防止五か年戦略及び平成26年7月8日に開催された薬物乱用対策推進会議における内閣総理大臣指示を踏まえ、政府一体となって、当面以下の対策を強力に推進することとする。

#### 1 危険ドラッグの実態把握の徹底とその危険性についての啓発強化

##### （1）危険ドラッグの実態把握の徹底

- ・ 都道府県警察、地方厚生局麻薬取締部及び都道府県等の衛生主管部局が連携・情報共有を一層強化し、実効性のある乱用防止対策に資するよう、インターネット広告の監視や買い上げ調査等を通じて、危険ドラッグの販売・乱用等の実態把握を徹底する。（警察庁・厚生労働省）
- ・ 危険ドラッグのインターネット上における流通拡大を防止するため、インターネット上でこれらの薬物に関する違法・有害情報を確認した場合には、サイトを運営する事業者・プロバイダーへの情報提供及びサイトの削除要請・注意喚起を徹底する。また、インターネット・ホットラインセンターの通報等の対象情報の範囲の見直しについて検討を要請するほか、これらの情報に対するプロバイダー等によるガイドライン・契約約款等に基づく送信防止措置・注意喚起等、同ガイドラインの周知徹底、これらの薬物を検索した場合に薬物の危険性を広報するホームページが優先的に表示される取組等の民間の事業者による自主的な取組がより効果的に行われるよう、必要な支援を行う。（内閣府・警察庁・総務省・厚生労働省）
- ・ 特定商取引法に定める通信販売についての広告にかかる表示義務（事業者名、住所等）に違反しているおそれのある通信販売サイトに対し、事業者名や住所などを正しく表示させるなどの適切な措置を講ずるとともに、警察庁、厚生労働省及びプロバイダー（当該通信販売サイトにインターネット接続サービスを提供する業者）に対して、当該通信販売サイトに関する情報提供を行う。（消費者庁）

##### （2）危険ドラッグの危険性についての啓発の強化

- ・ 危険ドラッグについては、指定薬物に該当しないものについても、精神毒性等から相当の危険性があると判明した段階で、速やかに、国民に対して、これらの薬物を所持・使用しないよう勧告を行うなど、迅速かつ効果的な情報発信に努める。（厚生労働省）
- ・ 「あやしいヤクヅ連絡ネット」を効果的に活用して、危険ドラッグの関連情報を一元的に収集し、必要な情報については、広報啓発等を通じて積極的に提供する。（厚生労働省）

- ・青少年に訴求性の高い広報媒体や手法の活用に配意しつつ、危険ドラッグの危険性についての正しい理解の周知徹底とこれらの薬物に手を出させないための規範意識の醸成に重点を指向して、メディアを通じた効果的な広報啓発を行う。とりわけ、スマートフォンを始めとする新たなインターネット接続機器やサービスが急速に普及し、青少年が保護者の眼の届かないところでインターネット上の違法・有害情報にアクセスして、これらの薬物の乱用に巻き込まれる危険性が高まっていることから、青少年がこれらの薬物に関する情報を閲覧することを防止するためのフィルタリングの徹底等を促すとともに、インターネット上におけるこれらの薬物の販売・乱用等の実態についての積極的な情報提供に努める。(内閣官房・内閣府・警察庁・総務省・文部科学省・厚生労働省)
- ・薬物乱用防止教室、学校警察連絡協議会等を通じて、健康被害事例等に係る情報提供を積極的に行うとともに、各種啓発資料について、都道府県教育委員会等に対して周知し、危険ドラッグを含む薬物の乱用防止について適切な指導を依頼する。(警察庁・財務省・文部科学省・厚生労働省)
- ・インターネット上で危険ドラッグに関する違法・有害情報を確認した場合に、的確な対応がなされるよう、関係機関の相談窓口やインターネット・ホットラインセンター等の役割の周知を図るとともに、同センター等への違法・有害情報の通報を積極的に促すなど、違法・有害情報の排除に向けた気運を一層高めるよう、必要な支援を行う。(警察庁・総務省・厚生労働省)
- ・都道府県等に対して、夏休み期間等の節目となる時期を捉えて、危険ドラッグの危険性についての広報啓発活動や、青少年が危険ドラッグを販売する店舗に入店しないようパトロール等を重点的に行うように依頼する。(内閣府・警察庁・消費者庁・法務省・財務省・文部科学省・厚生労働省)
- ・広報啓発活動に際しては、危険ドラッグの乱用者やその家族、何らかの兆候を把握した地域住民等が、早期に身近な相談機関に相談できるよう、地域における関係機関の各種相談窓口の周知徹底を図る。また、これらの薬物の乱用の問題を抱える青少年やその家族等が、具体的なニーズに応じて継ぎ目なくきめ細やかな支援が受けられるよう、地域の関係機関・団体等が連携して行う支援制度、取組、相談窓口等について、適切な周知に努める。(内閣府・警察庁・消費者庁・法務省・厚生労働省)

## 2 指定薬物の迅速な指定と危険ドラッグに係る犯罪の取締りの徹底

### (1) 海外情報の積極的な活用等を通じた危険ドラッグの指定薬物への迅速かつ効果的な指定

- ・海外の流通実態や危険情報を基にして、海外で流通実績のある物質について、国内流通前に迅速かつ効果的に指定薬物の指定を行う。(厚生労働省)
- ・指定薬物としての精神毒性等の判明した物質を速やかに指定するため、指定要件となっている薬事・食品衛生審議会を、必要に応じ適時開催することにより、迅速かつ効果的な指定薬物の指定を行う。また、指定薬物の指定にあたって、緊急を要し、あらかじめ意見を聴くいとまがない場合には、個別の事案ごとに応じて、指定手続の特例を適用し、当該手続を経ないで指定を行う。(厚生労働省)
- ・指定薬物の指定を迅速化するための環境整備として、店頭に新しい製品が流通した場合に速やかに分析・鑑定をするため、買い上げ又は収去した製品の分析・鑑定体制を充実強化する。(厚生労働省)
- ・国際的な環境整備として、国連薬物犯罪事務所（ＵＮＯＤＣ）等との連携を通じて、未規制物質の国際的な情報交換を促進し、海外情報の積極的な活用を図る。(外

務省)

## (2) 危険ドラッグに係る犯罪の取締りの徹底

- ・ 都道府県警察、地方厚生局麻薬取締部及び都道府県等の衛生主管部局が連携・情報共有を強化し、危険ドラッグを販売している可能性がある店舗等に対し、一斉合同立ち入り検査等を実施するなど、積極的に立ち入り検査、指導・警告を実施する。  
(警察庁・厚生労働省)
- ・ 都道府県警察及び地方厚生局麻薬取締部が連携・情報共有を強化し、合同(共同)捜査等の枠組みを積極的に活用して、集中的な取締りを実施するなど、危険ドラッグの乱用者に対する取締り及び販売店舗等に対する突き上げ捜査等を徹底する。(警察庁・厚生労働省)
- ・ 多様化する薬物の鑑定方法の研究を進めるとともに、指定薬物の判定に必要なデータベース、鑑定資機材、鑑定体制等の充実を図るなど、鑑定の高度化を図る。(警察庁・厚生労働省)
- ・ 違法薬物を含め、危険ドラッグに関し、水際対策等の徹底により薬物の国内流入阻止に繋がるよう、関係省庁間の連携・情報共有を一層強化する。(警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁)
- ・ 危険ドラッグに係する刑事事件について、都道府県警察や地方厚生局麻薬取締部等の関係機関と緊密に連携し、関係法令を適切に運用して、厳正に対処する。(法務省)

## 3 危険ドラッグの規制のあり方の見直し

- ・ 新たな薬物が次々に登場する状況を押さえるため、化学構造の一部が共通している特定の物質群を指定薬物として包括的に規制する包括指定の効果的な運用等について検討する。(厚生労働省)
- ・ 指定薬物に該当しない場合における無承認の医薬品としての取締手法や、指定薬物である疑いがある物品の検査命令及び販売停止命令措置の効果的な運用方法について、関係省庁と連携して検討する。また、当該措置において物品の分析・鑑定が速やかに行えるような体制の充実強化を図るとともに、現場で幻覚等の作用を判別できるような検査方法の研究を検討する。(厚生労働省)
- ・ 危険ドラッグの乱用・販売等の実態等を踏まえ、新しい薬物乱用の広がりに迅速かつ的確に対処すべく、これらの薬物の乱用・販売等に対する規制の見直しやその乱用に起因する事故や犯罪の抑止に資する新たな取組につき、隨時、必要な検討を行う。  
(警察庁・厚生労働省)

## 危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策の概要

### 緊急対策の策定

- ◎ 危険ドラッグの乱用の根絶を図るため、第四次薬物乱用防止五か年戦略及び内閣総理大臣指示を踏まえ、政府一体となって当面以下の対策を強力に推進

#### 1 危険ドラッグの実態把握の徹底とその危険性についての啓発強化

##### ① 危険ドラッグの実態把握の徹底

- 危険ドラッグの販売・乱用等の実態把握の徹底
- 危険ドラッグに関するインターネット上の違法・有害情報対策の強化
- 特定商取引法に違反しているおそれのある通信販売サイトに対する適切な措置

##### ② 危険ドラッグの危険性についての啓発の強化

- 指定薬物に該当しないものについても、精神毒性等から相当の危険性があると判明した段階で、速やかに、国民に対して、所持・使用しないよう勧告するなど、迅速かつ効果的に情報を発信
- 訴求性の高い広報媒体や手法の活用に配意した、メディアを通じた効果的な広報啓発活動
- 夏休み期間等の節目となる時期を捉えた重点的な広報啓発活動等
- 地域における関係機関の相談窓口等の周知徹底

#### 2 指定薬物の迅速な指定と危険ドラッグに係る犯罪の取締りの徹底

##### ① 海外情報の積極的な活用等を通じた危険ドラッグの指定薬物への迅速かつ効果的な指定

- 海外の流通実態や危険情報に基づく国内流通前の迅速かつ効果的な指定薬物の指定
- 薬事・食品衛生審議会の適時開催及び緊急を要する場合の指定手続の特例の適用
- 指定薬物の指定を迅速化するための買い上げ又は収去した製品の分析・鑑定体制の充実強化
- 国連薬物犯罪事務所（UNODC）等との連携を通じた、未規制物質の国際的な情報交換の促進

##### ② 危険ドラッグに係る犯罪の取締りの徹底

- 関係機関による一斉合同立ち入り検査等の実施
- 関係機関による合同（共同）捜査等の枠組みを活用した集中取締りの実施
- 指定薬物の判定に必要なデータベース、鑑定資機材、鑑定体制等の充実による鑑定の高度化
- 国内流入阻止に繋がるよう水際対策等の徹底
- 危険ドラッグに関係する刑事事件への関係法令の適切な運用と厳正な対処

#### 3 危険ドラッグの規制のあり方の見直し

- 新たな薬物の出現を押さえるための包括指定の効果的な運用等の検討
- 指定薬物に該当しない場合に無承認医薬品として取締りを行うための検査方法の研究及び取締手法の検討

府政共生第655号  
平成26年7月25日

(別記参照) 宛て

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）  
武川光夫  
(公印省略)

平成26年秋の全国交通安全運動における「危険ドラッグ」の悪質性・  
危険性についての広報啓発活動の推進について（依頼）

昨今、「危険ドラッグ」の乱用者が罪を犯したり、交通死亡事故を引き起こしたりする事案が発生するなど、深刻な社会問題となっています。

このため、先般の薬物乱用対策推進会議において、いわゆる「脱法ドラッグ」の乱用の根絶のための緊急対策が取りまとめられ、さらに、これらが危険な薬物であるという内容にふさわしい新しい呼び名として「危険ドラッグ」という名称が決定されました。

平成26年秋の全国交通安全運動につきましては、既に「平成26年秋の全国交通安全運動の実施について」（平成26年7月1日付府政共生第541号）により通知しておりますが、こうした「危険ドラッグ」根絶に向けた政府一体となった取組を受け、運動期間中はもとより、各種交通安全活動の際に「危険ドラッグ」使用による運転の悪質性・危険性に関する広報啓発活動についても強力に推進していただき、交通事故防止対策に取り組んでいただきますようお願いいたします。

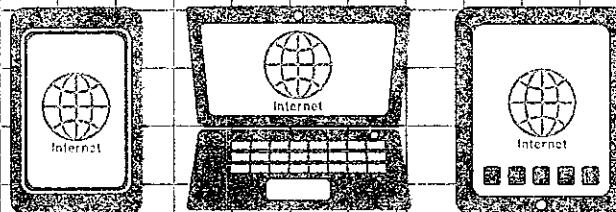
※ 緊急対策については、内閣府ホームページ  
【<http://www8.cao.go.jp/souki/drug/pdf/know/dappou-drug.pdf>】参照

問合せ先

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付  
交通安全啓発担当 川口、杉浦  
〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1  
TEL：03-6257-1449（直通）  
03-5253-2111 内線 38280  
FAX：03-3581-0902

# 青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム

モバイル端末の普及により、青少年のインターネット利用環境が急激に変化していることから、国、地方公共団体、民間団体が連携して、全国6カ所でフォーラムを開催します。フォーラムでは、青少年が安全に安心してインターネットを利用するため保護者や教職員等ができる考えていきます。


**北海道・東北**

秋田県秋田市／秋田県庁第二庁舎

平成 26 年 12 月 12 日(金)

**関東**

神奈川県横浜市／横浜情報文化センター

平成 26 年 11 月 14 日(金)

**東海・北陸・信越**

新潟県三条市／燕三条地場産業振興センター

平成 26 年 12 月 5 日(金)

**近畿**

兵庫県神戸市／神戸クリスタルタワー

平成 26 年 11 月 28 日(金)

**中国・四国**

徳島県徳島市／とくぎんトモニプラザ

平成 26 年 8 月 6 日(水)

**九州・沖縄**

佐賀県佐賀市／アバンセ(佐賀県立男女共同参画センター)ホール

平成 26 年 10 月 8 日(水)

●詳しい開催情報は以下をご覧ください。

<http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/koho/forum/h26/index.html>



青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム事務局【幕プロセスユニット内】

■電話：03-3545-3571 ■FAX：03-3545-3610 ■Eメール：net2014@p-unique.co.jp

■住所：〒104-0061 東京都中央区銀座6-14-5 ギンザTS・サンケイビル7階

